

15.4.16  
第 九 〇 号

たかこれからは鬪争的にふるざるを得ふ、我等はニハ  
を好む者ではふ、か會社の横暴に對する鬪争だ我等  
事を好んで町民諸君の迷惑を買ふ者ではふ、彼等の挑  
戰に對する當然の自衛手段である萬一諸君に迷惑が  
つたとしたらそれには直ちに會社の責任だ希はくば諸  
君食はんとする我等の行動に同情して諒解し聲援せら  
れん事を望む!!

林 鐵 工 所

争 議 團

警 視 庁 第 二 七 四 號

大正十五年四月十四日

警 視 總 監 太 田 政 弘

办務大臣 若槻禮次郎 殿  
東京 警 備 司 令 官 殿  
社 會 局 長 官 長 岡 隆 一 郎 殿  
憲 兵 司 令 官 殿  
東京地方裁判所 檢事正 殿  
北海道 京都 大阪 神奈川 愛知 兵庫  
福岡 廣島 岡山 靜岡 埼玉 福島 宮城  
岩手 青森 各 廳 府 縣 長 官 殿